

改正小學法教授書

壹

67
1
4

34

大日本教育會總編
第九室
第九架
第二册

121

B 2

380



字彙

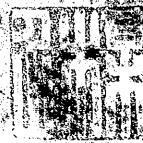
文部省御用掛兼東京大學准講師
兼東京女子師範學校助教諭
松岡明義校閱

改正小學作法教授書

中野豐記編輯
中澤中

必自下

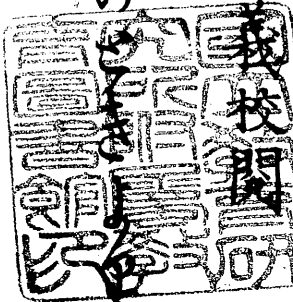
盛輝書



小學作法教授書卷ノ一

松岡明

義校閣



中野豊記

中澤中編輯

一

人ハ幼少の

作法を習ひ覺ゆ

作法ハ己ノ行儀ヲ正シクシ人ニ接スルノ方

法ナリ而シテ幼ヨリ之ヲ習フ片ハ決シテ六

ケ敷クナク習慣自然ノ如クナリ終ニハ勉メ

スシテ之ヲ行フニ至ルヘシ

二

若し作法を知らざれば行儀を正しくも

ことあたらずに、

前條ノ如クナルヲ以テ若シ其方法ヲ知ラサル片ハ或ハ知ラスシテ不作法ヲ行ヒ或ハ思ハスシテ不敬ヲナシ後悔スルヲ多キモノナリ故ニ人知少ノ時ヨリ能ク作法ヲ習ヒ覺ユヘシ

三

朝起きたる時と夜寝んとするときは、父母長上の安否を問ふべし。

朝起キテ盥嗽ヲ終リタル片及夜寝ントシテ未夕襯衣ヲ着ケサルノ前父母長上ノ前ニ到

リ其安否ヲ問フテ拜禮スヘシ子弟タルモノ常ニ父母長上ノ安否ヲ察スルハ其要務タレハナリ

四

朝はやく起き、夜はたたく寝ね、父母長上あらかたぬし。

凡人父母長上ニ事ヘ其起居飲食ヨリ其他一切ノ事ニ至ルマテ能ク心ヲ盡シテ其心ヲ安スヘキ者ナリ假令幼少ニメ未夕全ク為シ得サルモ各其身ニ應シタル事ヲ為シ以テ父母長上ノ心ヲ安センコトヲ心懸クヘシ則朝ハ洒

掃供膳給仕等ノ事晝ハ取次使等ノ用事夜ハ
戸締り寢所ノ用意等ヲ爲シ且ツ晝間見聞ス
ル所ノ事ヲ談シテ父母長上ヲ慰メ或ハ其手
足ヲ按摩スル等其命セラレタル事ハ勿論命
ヲクモ日々定ニリタル一ハ各業ヲ分ケテ其
事ニ服シ決シテ怠ルヘカラス

(五)

父母長上の呼バシ時ハ速ニ行クべし、
父母長上ノ呼ハル、時ハ假令已業ヲナスモ
直ニ之ヲ止メ聲ニ應シテ起テ速ニ其前ニ行
クヘシ父母長上ノ數度呼ル、モ尚應セサル

(六)

カ如キハ不敬ノ最モ甚シキモノナリ
父母長上の前小到らハ、両手を著きて、命
をうくべし、

父母長上ノ命ヲ受クル片ハ容貌ヲ柔ラケ静
ニ跪キテ両手ヲ著クヘシ凡テ父母長上ニ命
ヲ請フ片又ハ事ヲ告クル片等其前ニ至ラハ
必ス如此スヘシ

(七)

事を命せらるゝ時ハ直小之を行ふべし、
父母長上ニ事ヲ命セラル、片ハ快ク受ケテ
潔ク之ヲ行ヒ事終ラハ必ス其如何ヲ報スヘ

シ

八 假令如何なる事たりとも、厭ひたる容態をなすこと勿れ、

九 凡テ父母長上ニ命セラレタルハ假令已ノ欲セサルヲ又ハ他ニ己ノ好ムヲアリテ快カラサル返事ヲナシ又ハ立兼タル容態等ヲナスヘカラス斯ル容態アルハ父母長上ニ對シテ甚タ不敬ニシテ又最モ見苦シキモノナリ
兄弟ハ弟妹を愛し、弟妹ハ兄弟の命ふ、従ふべし、

十 兄弟、互ふおとぼづひを、丁寧にするべし、
兄弟、弟妹ハ實ニ親シキ間ナレバ年長ノ者ハ年少ノ者ニ對シテ辭ヲ丁寧ニシ年少ノ者ハ年長ノ者ニ對シテ辭ヲ恭シクシ決シテ互ニ疎忽ノ詞ヲ遣フヘカラス

十一 又互ふ衣服、食物などを羨むるからば、

衣服飲食等ハ父母常ニ心ヲ用ヒ長幼其宜ヲ
 撰ミテ與ヘラル、モノナレハ長者ハ幼者ヲ
 妬ムス幼者ハ長者ヲ羨ムス父母ノ賜ハル物
 ハ慎ミテ之ヲ受ケ假ニモ其多寡善善惡等ヲ言
 フ可カラス

⑬ ⑭

兄姊ハ弟妹の物を奪ふこと勿れ、
 弟妹ハ兄姊の物を弄ぶこと勿れ、
 兄弟姉妹常ニ己ノ物ヲ分チ置キ若シ借ラシ
 ト欲スル片ハ必ス其承諾ヲ得又返ス片ハ禮
 辭ヲ陳ヘ其貸借ヲ正シクスヘシ或ハ故ラニ

⑮

其請ヲ拒ミ或ハ弟妹ノ物ヲ奪ヒ或ハ兄姊ノ
 物ヲ恣ニ使用スヘカラス
 長者ハ先ちて、飲食止むること勿れ、
 父母長上ハ勿論兄姊ハ年長ニテ敬フヘキモ
 ノナレハ弟妹タルモノハ常ニ之ヲ敬シ珍敷
 モノ或ハ少キモノハ勿論平常タリトモ必ス
 先ツ父母長上ニ進ムヘシ又父母長上先ツ己
 ニ物ヲ賜ハル片ハ之ヲ兄姊ニ譲リ若シ強ラ
 ル、片ハ之ヲ受ケテ兄姊ノ食スルヲ待ツヘ
 シ

長者の上ふ、坐すべからば、

父母兄弟ニ限ラス他人ナリ、我ヨリ年長ナルモノハ常ニ之ヲ敬スヘキモノナレハ若シ并ヒ坐スル片ハ必ス其下ニ坐スヘシ、父母假令殊ニ己ヲ愛セラル、モ兄弟ヲ凌キテ其上ニ坐スヘカラス

(五)

人と交りびて物を見るときハ之を人の前におくべし、

人と並ヒテ繪又ハ書物等ヲ見ル片ハ之ヲ其人ノ前ニ置キ又向合フテ見ル片ハ之ヲ其人

ノ方ニ向クヘシ或ハ頭ヲ人ノ前ニ出シ或ハ肩ヲ以テ人ヲ推シ付クヘカラス

(十六)

人の末だ見おぼらざる物ハ之をと手あへまぐべし、

人ノ末タ見終ラサル物又ハ用終ラサルモノハ之ヲ取返ス可カラス凡半ニシテ取返サルハ甚タ快カラヌモノナリ若シ家ニ歸ル時又ハ用事アル等止ムヲ得サル時ハ其由ヲ告ケ徐ニ其物ヲ受取ルヘシ

(十七)

人と共ふ物を弄ぶときは先づ之を人ふ

與へ決しを先を争ふべからば
 供達ナト、共ニ物ヲ弄フ時他人若シ好ハハ
 先ツ之ヲ其人ニ與へ其人用ヒ終リテ后己之
 ヲ弄フヘシ凡テ人ニ先タツハ禮ニ非ス且何
 事モ人ニ待タル、時ハ心セハシクシテ樂少
 シ若シ少シク之ヲ忍へハ他人快ク己亦樂多
 シ故ニ人ト事ヲ共ニスル片ハ必ス人ニ好キ
 方ヲ與へ又ハ先ヲ讓ル可シ
 人より物を賜るときは、
 戴きて禮辭を述べらるべし、

六

大ナル物ハ兩手ニ受ケ小ナル物ハ左手ヲ添
 へテ右掌ニ受ケ徐ニ之ヲ戴キ丁寧ニ禮辭ヲ
 陳フヘシ凡長者ノ物ヲ賜フ片一二回之ヲ辭
 スルハ可ナリト雖モ之ヲ受ケサルカ如キハ
 及テ不敬ナリ故ニ長者ノ賜ハル物ハ假令己
 ノ好マサル物ナリトモ謹ミテ之ヲ受クヘシ
 貰ひたる物ハ何あても之を、妄に又ハ
 與へ又ハ毀損すべからば
 貰ヒタル物ヲ直ニ人ニ與へ又ハ毀損スルハ
 其物ヲ輕視スルカ如クニシテ不敬ナリ故ニ

九

③

人ヨリ貰ヒタル物ハ如何ナル物ニテモ大切ニナシ永ク之ヲ秘藏スヘシ人ヨリ物を貰ヒしるときハ必ズ之を父母母ニ告ぐべし、

他所ニテ物ヲ貰ヒタル時ハ之ヲ持歸リ其由ヲ父母ニ告ケ之ヲ出シテ其命ヲ受ケ若シ又菓子等ニテ其場ニ食セシ片ハ歸宅ノ後其由ヲ告ク可シ父母之ヲ其人ニ謝ス可キモノナレハナリ

④

火鉢又ハ器具等のある側みて戯ること

勿き、

⑤

家ノ内ニ於テ立躁ク可カラサルハ勿論ナレ氏火鉢又ハ器具等ノアル側ニテハ殊ニ心ヲ用ヒテ決シテ遊ヒ戯ル可カラス若シ過ツ時ハ或ハ自他ヲ傷害シ或ハ器物ヲ毀損ス可シ火ハ決して弄ぶべからば、

幼少ノ時ハ火鉢又竈等ノ火ヲ弄シ又煙火ヲ弄フヘカダス若シ過ツ片ハ己ノ身ヲ害フノミナラス或ハ數多ノ人家ヲ焼キ其家財ヲ失ハシメ時トシテハ人命ヲモ害フ一アリ最モ

慎ムヘキナリ

③

障子襖等を汚損せざるべからず、

障子襖壁柱等ニ落書シ又ハ之ヲ傷クヘカラ
ス總テ是等ノ事ハ甚タ悪シキ戯ニシテ幼童
ノ最モ戒ムヘキナリ障子襖等ニ汚損アル
ハ一目シテ其家ノ兒ノ不作法ナルヲ知ラル
ヘシ

④

庭又ハ玄關などへ、妄ふ、唾はくべからず、

庭又ハ玄關等ニ唾ハクハ其所ヲ汚シテ實ニ
不作法ノ一ナリ故ニ人ノ家ニテハ勿論假令

己ノ家ナリ氏妄ニ唾ハクヘカラス

⑤

下に物あらば、除けて行き、決して踏こゆべ
からず、

假令如何ナルモノナリ氏之ヲ踏ムハ勿論決
シテ之ヲ踏ミ越ユヘカラス故ニ己ノ通ル可
キ所ニ物アラハ之ヲ避ケ若シ避クヘカラス
ル片ハ跪キテ之ヲ除クヘシ

⑥

足を以て物を除くこと勿れ

己ノ通ル可キ所又ハ坐スヘキ所又ハ物ヲ据
ウヘキ所等ニ物アラハ跪キテ之ヲ除ケ決シ

テ足ヲ以テスヘカラス又是ニテ物ヲ展ヘ或ハ物ヲ押ス等凡テ是ヲ以テスルハ作法ニ非ス

六七

病人ある時ハ静ムルヲ以テ立止ムルべからず、家ニ病人アラハ其病痒ヲ問フテ之ヲ抑搔シ其機嫌ヲ伺フテ之ヲ慰安シ懇ニ之ヲ看護スヘキモノナリ已知少ニシテ假令之ヲナシ得サルモ必ス謹テ立躁クヘカラス喧噪ハ最モ病人ノ厭フモノナレハナリ

六八

家を出入する時を必ず父母長上に其

由を告ぐべし、

學校又ハ使又ハ遊等ニ行ク片ト歸リタル片ハ父母長上ノ前ニ至リ其由ヲ告ケテ拜禮スヘシ

六九

遊ぶ出づる時ハ父母の許可を受くべし、

遊ニ出ントスル片ハ必ス父母ノ前ニ至リ其行クヘキ處ト歸ル時刻トヲ告ケ其許可ヲ請フヘシ若シ父母ノ許サル片ハ謹ミテ之ヲ守ルヘシ或ハ竊ニ家ヲ出テ或ハ更ニ方ヲカヘ或ハ時ヲ過クスヘカラス是皆ニ父母ノ命

ニ背クノミナラス又其心ヲ痛メシムヘケレ
ハナリ

三

學校の途中にて遊ぶべからず

學校へ出ツル片ハ途中ニテ物ヲ眺メ又ハ遊
フヘカラス途中ニ時ヲ費スキハ必ス時限ニ
遅ルヘシ又歸ル片ハ途寄セス一旦家ニ歸ル
ヘシ子弟タルモノ、學校ニ出ツルハ己ノ務
ニシテ其途中ニ遊ブトハ父母ノ許サザル所
ナレハナリ

世二

履物ハ能くなほしてをき揃へてぬぐ

履物ヲハクニ若シ亂レアル片ハ手ニテ直シ
足ヲ以テスヘカラス是啻ニ不作法ナルノミ
ナラス過チテ地上ニ落ツルトアルヘシ又之
ヲ脱ク片ハ能ク揃へ置クヘシ脱キタル履物
ノ不正ナルハ心ノ不謹慎ナルニ依ルナリ
他人の履物を踏み又ハ傘を倒すこと勿れ

世三

假令履物ト雖モ亦他人ノ物ナレハ之ヲ踏ム
トハ勿論之ヲ汚スヘカラス若シ誤リテ汚シ
タル片ハ之ヲ拭キ置クヘシ又他人ノ傘己ノ
傘ノ傍ニアル片ハ心ヲ付ケテ之ヲ扱ヒ或ハ

倒シ或ハ傷フヘカラス若シ倒シタル片ハ之ヲ直シ置クヘシ

他人の履物又ハ傘などを間違ふこと勿き、
③ 學校等ニテ履物傘ナトノ多クアル時ハ能ク改メテ静ニ取り輕平ニシテ他人ノモノト違フヘカラス若シ誤リテ違ヘタル片ハ直ニ之ヲ其人ニ戻シ懇ニ其疎忽ヲ謝スヘシ
ばだあゝにて、地上に出づるからば、

裸跣ニテ地上ニ遊フヘカラサルハ勿論如何ニ急ク時ナリ氏履物ヲ穿タスシテ地上ニ出

④

ツヘカラス是啻ニ不行儀ナルノミナラス是ヲ傷フモアレハナリ又若シ過チテ地上ニ落チ是ヲ汚シタル片ハ必ス之ヲ拭フヘシ疊等ニ摺リ付クヘカラス

⑤

地上に坐して遊ぶべからば、

途上ハ勿論假令砂地ノ處ナリ氏展轉坐卧等スヘカラス是啻ニ衣服ヲ汚スノミナラス實ニ犬猫ニ均シクシテ最モ見苦敷モノナリ
外みて物を食ひ、又ハ脚などを踏まべからば、
⑥ 家ニ在リテモ歩ミナカラ物ヲ食フヘキモノ

⑥

ニ非ス況ヤ外ニ在リテ物ヲ食フヲヤ外ニ在
 リテ物ヲ食フハ甚タ卑シク最モ嫌フヘキナ
 ナリ故ニ食物ハ決シテ外ニ持出ツヘカラス
 又體ハ決シテ顯スヘキモノニ非サレハ平常
 ト雖モ能ク慎ムヘキナリ殊ニ外ニ在リテ
 ハ衣ヲ脱キテ體ヲ顯シ裾ヲ掲ケテ脚ヲトヲ
 出スヘカラス

廿七

往来の人をどうも笑ふべからず、

道ハ人ノ通行スヘキ所ナレハ必ス諸方ノ人
 ノ往来スヘキナリ故ニ何程見慣ヌ容態ノ人
 ナリモ決シテ之ヲ譏リ笑フヘカラス況ヤ縉
 紳ノ人ニ於テヲヤ己可笑トテ人ヲ笑ヘハ人
 又不作法ナリトテ己ヲ笑フヘシ

廿八

病人ある家の近辺ふて遊ぶをあらざ、

先ニモ曰ヘル如ク病人ハ最モ喧噪ヲ厭フモ
 ノナレハ他人ナリトモ能ク心得テ其家ニ近
 ツク可カラス又假令病人ナクモ人ノ家ノ近
 邊ニ集リ喧噪ナルヲナスヘカラス

廿九

道ハ中央を行き、塀垣等にはつづらば、

道ヲ行クニ塀垣溝渠又ハ見世等ニ沿フ片ハ

甲

必ス圖カラサル過ヲナスヘシ

道の悪しき時を心を用ひて衣服を汚す
こと勿き、

路ノ悪シキ處ハ之ヲ避ケ若シ避クヘカラサル片ハ心ヲ付ケテ徐ニ歩ムヘシ然ラサレハ或ハ過チテ人ニ泥水ヲ及ホシ或ハ蹶キ倒ル、
一モアルヘケレハナリ

四

途中にて顧視をばからば、

三

途中に立ち止まるべからば、

途中ニ立ち止マリテ物ヲ眺メ或ハ人ノ行ク

先ヲ横切リ或ハ歩ミナカラ事ヲ思フテ往来ノ妨ヲナシ又ハ人ニ衝キ當ルヘカラス往来繁キ所ハ殊ニ注意スヘシ

三

路ハ徐ニ歩行して漫ニ走るべからば、

路ハ猶豫ナク歩ミ何程急ク時ナリ迅速ニ走ルヘカラス若シ急速ニ走ル片ハ或ハ蹶キテ倒レ或ハ人ニ衝キ當ルヘシ

四

如何に急ぐ時あても角ハ徐ニ歩まざるべし

角ハ能ク見合セテ徐ニ曲リ急ニ曲カルヘカラス然ラサレハ必ス人ニ衝當ルヘシ故ニ急

ク時ハ勿論平常ト雖又能ク心ヲ付クヘシ又
假令己曲カラス氏四ツ角或ハ小路アル處及
小路ヲ出ル片等ハ亦能ク心ヲ用フヘシ

立ちて拜するにハ、両手を膝まで下げ、體を
前ふかむづゝ

兩足ヲ整ヘ靜ニ腰ヲ屈シ體ヲ俯スルニ從ヒ
兩手ノ指先ヲ膝マテ垂レテ拜シ體ヲ起スニ
從ヒ兩手ヲ股ノ上ニ置クヘシ體ヲ俯スルニ
頭ト肩トヲ等シク下ケ頭ノミヲ下クヘカラ
ス然ラサレハ襟頸披キテ醜シ又臂ト膝トヲ

屈ムヘカラス

坐して拜するにハ、両手を下ふつき、體を俯す
づゝ

手ノ指先ヲ前ニ向ケ左右ノ拇指ト食指トヲ
著キ合セ膝ノ前ニ著キ臂ヲ膝ノ頭ニ着ケ鼻
ノ食指ノ間隙ニ入ル可ク俯シ體ヲ起スニ從
ヒ兩手ヲ左右ニ関キ兩股ノ脇ニ置クベシ俯
シタル片頭ノミヲ下ケス腰ヲ高クセス其容
ノ齊一ナランコトヲ要ス

拜する時と敬みて丁寧ふなすづゝ

四

四

四

拜スル片ハ心中其人ヲ敬スヘシ然ラサレハ
其所作或ハ禮ヲ失スル一アルヘシ頭ヲ傾ケ
左右ヲ顧ミ又ハ笑ヲ含ムヘカラス凡テ拜ス
ルニ緩急度アリ三息ヲ常トス體ヲ俯スルニ
一息俯スル間一息餘起スニ殆一息トス

㊦

人立ちて禮する時ハ已も立ちて禮すべト
椅子ニ倚リタル片ナト人立ちテ禮セハ已も
立ちテ禮スヘシ

㊧

人坐して禮する時は已も坐して禮すべ
ト

人ノ坐シテ禮スル片ハ必ス坐シテ禮スヘシ
立ちタル儘ニテ禮スルハ不敬ナリ又坐シタ
ル人ニ禮スル片ハ必ス坐シテ禮スヘシ又板
間ナトノ坐スヘカラサル所ニテ人ニ禮スル
片ハ坐スヘカラス人モ亦坐サ、ルヘカラサ
レハナリ

㊨

膳小向ふときハ容を改めて正しく坐す
べし

膳ニ向フ片ハ先ツ容ヲ改メ正面ニ正シク坐
シ膳ノ下ニ膝ヲ入ルヘカラス且起居必ス静

拜スル片ハ心中其人ヲ敬スヘシ然ラサレハ
其所作或ハ禮ヲ失スル一アルヘシ頭ヲ傾ケ
左右ヲ顧ミ又ハ笑ヲ含ムヘカラス凡テ拜ス
ルニ緩急度アリ三息ヲ常トス體ヲ俯スルニ
一息俯スル間一息餘起スニ殆一息トス

④

人立ちて禮する時ハ己も立ちて禮すべト
椅子ニ倚リタル片ナト人立ちテ禮セハ己モ
立ちテ禮スヘシ

⑤

人坐して禮する時は己も坐して禮すべ

人ノ坐シテ禮スル片ハ必ヌ坐シテ禮スヘシ
立ちタル儘ニテ禮スルハ不敬ナリ又坐シタ
ル人ニ禮スル片ハ必ヌ坐シテ禮スヘシ又板
間ナトノ坐スヘカラサル所ニテ人ニ禮スル
片ハ坐スヘカラス人モ亦坐サ、ルヘカラサ
レハナリ

⑥

膳小向ふときハ容を改めて正しく坐す

膳ニ向フ片ハ先ツ容ヲ改メ正面ニ正シク坐
シ膳ノ下ニ膝ヲ入ルヘカラス且起居必ス静

⑤

ニナシ膳ニ手ヲ著クヘカラス

菜のよし、何しを言ふるからん、

人各其分ニ應シタル度アリ父母ハ是等ヲ量
リテ食物ヲ與ヘラル、モノナレハ朝夕ハ勿
論辨當ノ菜等決シテ其善惡ヲ云フヘカラス
凡テ父母ノ與ヘラル、物ヲ是非スルハ甚シ
キ不敬ナリ必ス深ク慎ムヘシ

⑤

食物を、落し、飲物を、こぼすと勿れ、

食事ヲナス時ハ謹ミテ食器ヲ取扱フヘシ急
キテ食物ヲ落シ疎忽ニシテ飲物ヲ覆シ又ハ

⑤

汁ヲ滴ラス等ノ一アルヘカス是啻ニ不行儀
ナルノミナラス衣服或ハ席ヲ汚シ實ニ見苦
シキモノナリ

若し、食物を、落したる時ハ、徐小拾ひて、小
皿小入るべし、

若シ過チテ食物ヲ落サハ静ニ拾フテ空キタ
ル小皿ニ入ルヘシ之ヲ膳ノ中ニ置キ又ハ之
ヲ食フヘカラス

⑤

箸あて、器物を、たたくべからず、

食事ヲ始メサル片ハ勿論飯ヲ替ヘタル片ハ

箸ヲ膳ノ右ノ縁ニカケ手ヲ膝ニ置キ決シテ
箸ヲ以テ食器等ヲ打チ鳴ラシ又ハ湯ヲ吞時
椀ノ縁ヲ打ツヘカラス是等ハ皆不作法ノ一
ナリ

⑤

指にて物をほもむ食ふべからず

食物ハ必ス箸ニテ取り食ヒ指ヲ以テナスヘ
カラス指ニテ物ヲ摘ミ其指ヲ衣服ニテ拭ヒ
又ハ之ヲ舐ル等其不行儀ナル實ニ見ルニ堪
ヘサルナリ

⑥

食物を舍みて物を見、又ハものゝふべからず

総テ食事中ハ觀視談話等ナスカラスト雖
モ殊ニ口ニ含ミタル片ハ之ヲ戒ムヘシ若シ
食物ヲ含ミテ物ヲ見又モノ云フ片ハ其様甚
ク見苦敷又其聲モ聞キニク、又時トシテハ
噓ヒテ食物ヲ散シ甚クシキ不禮ヲナスア
リ

⑦

何程いふがよき時ありとも、大口に喰ふ
べからず

食事ハ小口ニ間斷ナク食シ平常ハ勿論何程
急クトモ必ス大口ニ喰フヘカラス大口ニ喰

(五八)

フハ其様醜ク又或ハ噓フアアルヘシ
人より後まで、餘り長く、食すべからず、
餘り忙シク食スルモ見苦敷モノナリト雖モ
人ヨリ後レテ餘リ長ク食スヘキモノニ非ス
故ニ始ヨリ能ク心得テ間斷ナク食シ人ト同
時ニ終ルヘシ

(五九)

歩ミたるの、物を、食すべからず、
物ハ一所ニアリテ靜ニ食シ歩ミナカラ食ス
ヘカラス又物カケニ物ヲ持チ行キテ食スル
一ハ最モ惡シキコナリ決シテ爲スヘカラス

小學作法教授書卷之終